平成２１年（フ）第２４０６号
福岡市東区原田４丁目27番10―904号
債務者　我毛　清隆
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４０７号
福岡市東区原田４丁目27番10―904号
債務者　我毛眞由美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４０８号
福岡市博多区千代５丁目９番708号
債務者　田中　優子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４０９号
福岡市東区箱崎７丁目20番１―605号
債務者　小野　正人
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４２８号
福岡県大野城市上大利２丁目７番25―517号　光第５ビル
債務者　榎　　寛美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４３１号
福岡県春日市昇町３丁目217番地１メイグレイス88・203号
債務者　田村　寿美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４３４号
福岡県太宰府市五条４丁目８番62号
債務者　堀田いづみ
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４３５号
福岡市博多区奈良屋町７番４―506号
債務者　久保　明子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４４１号
福岡市早良区西新５丁目５番２号
債務者　榊原　和子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４５４号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―902号
債務者　染井　妙子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４７４号
福岡市博多区博多駅南４丁目15番11―402号
債務者　浜本　伸介
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４７５号
福岡市東区若宮４―２―12ハクウンⅡ―201
債務者　廣田　昌史
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３８３号
福岡県久留米市宮ノ陣５丁目16番33号　緒方アパート10号
債務者　本村　信代
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１３１号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕1808番地４
債務者　上原　一豊
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
鹿児島県曽於市末吉町深川1191番地１
債務者　冨田　宏子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２０年（フ）第５７８号
沖縄県那覇市繁多川２丁目14番７―911号　繁多川ハイツ
債務者　仲間　惠勇
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２４６号
北海道苫小牧市山手町１丁目５番８号
債務者　伊勢　金也
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１２５９号
宮城県塩竈市舟入１丁目５番６―205号　県営塩釜舟入住宅
債務者　佐藤　克弘
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係